

監査報告書

2019年11月8日

特定非営利活動法人 マドレボニータ
理事長 吉岡 正枝 様

監事 岡本 拓也

永田 恵美



私たちは、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、特定非営利活動法人マドレボニータの2018年度(2018年10月1日から2019年9月30日まで)の事業報告書及び計算書類(財産目録、貸借対照表及び収支計算書)について監査を行った。

私たちは、理事の業務執行の状況に関する監査に当たっては会合を持ち、必要と認める場合には質問を行った。また、経営の状況及び財産の状況に関する監査に当たっては、帳簿や証拠書類の閲覧、照合、質問等の合理的な保証を得るための手続きを行った。

監査の結果、法人の業務は法令、定款及び2018年度の事業計画に基づき適正に執行され、会計処理は一般に公正妥当と認められる会計原則に則って適正に処理されているものと認められた。

よって、私たちは、上記の事業報告書及び計算書類が、特定非営利活動法人マドレボニータの2019年9月30日をもって終了する事業年度の業務執行の状況、経営の状況及び同日現在の財産の状況を適正に表示しているものと認める。

以上